

毎月第3金曜日は川西市の『人権デー』です。

今月は「女性の人権」について考えてみましょう。

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、これらの暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。川西市では、平成27年に制定した「川西市男女共同参画推進条例」第9条「性別による権利侵害の禁止」で、「ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力)を行ってはならない。」と定めています。



電話24時間受付

チャット相談 12:00~22:00



電話

24時間受付

つなく はやく
0120-279-889



チャット

受付 12:00~22:00

チャットはこちら

※スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください



DVのお悩み、ひとりで抱え込んでいませんか？

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)について、専門の相談員と一緒に考えます。「これってDVかな?」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんな相談もお気軽にご連絡ください。

なお、「DV相談ナビ」(0570-0-55210(ここにでんわ))でも相談を受け付けています。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。お急ぎの相談については、こちらにご連絡ください。

- ・専門の相談員が対応・面談、同行支援などの直接支援も実施・安全な居場所も提供
- ・24時間電話対応・10か国語対応

11月12日~18日は、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

- ☆法務省 女性の人権ホットライン : 0570-070-810
- ☆兵庫県警察本部 ストーカー・DV対策室 : 078-371-7830
- ★女性のための相談 川西市男女共同参画センター : 072-759-1856
- ★DV相談 川西市配偶者暴力相談支援センター : 072-758-0708



特設人権相談
10月15日(金) 午後1時~4時(予約優先)

市役所 3階人権推進課または2階相談室で、人権擁護委員による相談をお受けいたします。

【問い合わせ 川西市役所人権推進課】

Tel.072-740-1150

無料

11月12日~25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

令和3年11月12日（金）から18日（木）は 【全国一斉「女性のホットライン」強化週間】

夫パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、
女性をめぐる様々な人権問題について電話相談に応じます。

日時

11月12日（金）

11月15日（月）～18日（木）

午前8時30分から午後7時まで ※時間延長

11月13日（土）・14日（日）

午前10時から午後5時まで ※閉庁日に対応

電話番号 0570-070-810

担当者

人権擁護委員、法務局職員

電話相談のみ・無料・秘密厳守

問い合わせ

神戸地方法務局 人権擁護課

電話番号 078-392-1821

自動音声ガイダンス4番（その他のご用件）選択後、
4番（人権に関するご用件）を選択してください。